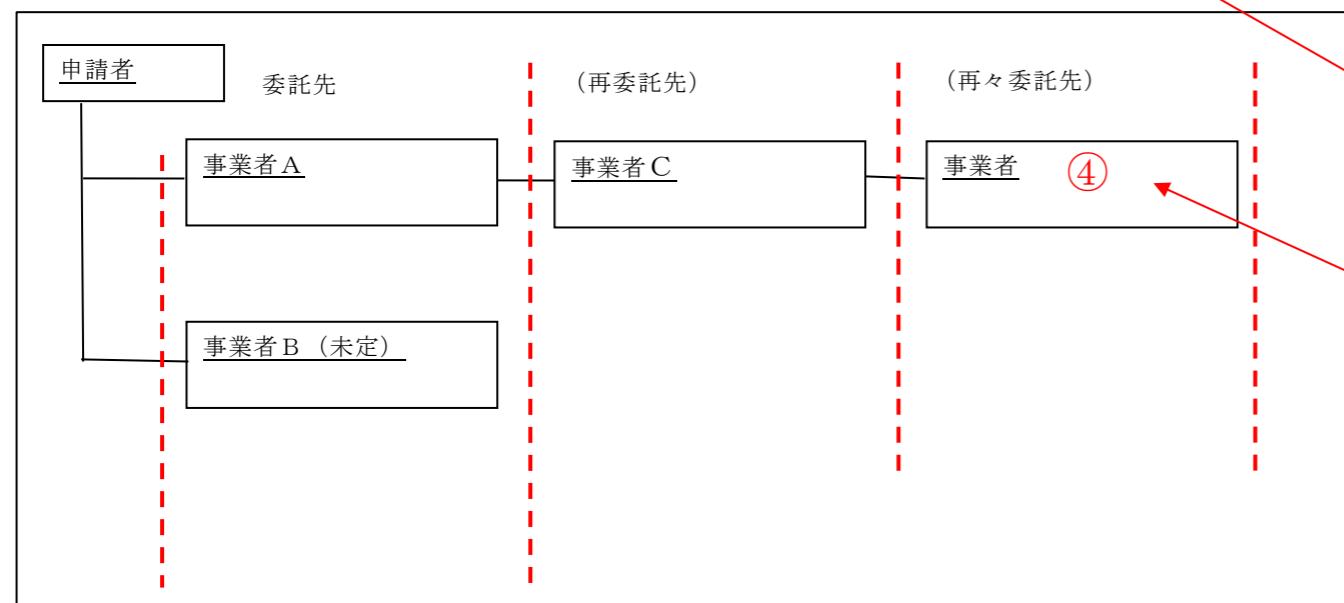


別添2 (記入例)

実施体制図

実施体制 (税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。)

事業者名	当社との関係	住所	契約金額 (税込み)	業務の範囲	精算行為 の有無
申請者			26,779,500円 ①		
事業者A	委託先 ③ 【利益排除対象】	東京都〇〇 区・・・	8,250,000円	STにおける日常点検・水 素充填・顧客対応など	有
事業者B (未定)	外注先		6,600,000円	法定点検及び法定点検幫 助費用	無
事業者C (再委託先)	再委託先(事業者 Aの委託先) 【利益排除対象】	山梨県〇 市・・・	2,200,000円	STにおける日常点検・水 素充填・顧客対応など	有



外注と委託について

外注 (請負契約)	委託 (委任契約)
民法第632条に基づく「仕事の完成 (成果物の納品)」を目的とした契約	民法第643条及び656条に基づく「行為の遂行」を目的とした契約
事業者が請負先に対し、明確な意思や仕様に基づいて発注を行い、請け負った者は事業者の指示に従うもの	事業者が委託先に対し、事業の全部または一部の実務を依頼し、受託した者が業務を進めるもの

①補助対象経費内容(様式1付表1の詳細)の「活動費小計」欄の金額(概算)税抜の税込金額を記載する。

②外注(請負契約)は「無」、委託(委任契約)は「有」を記載する。

※活動計画書補助対象経費内容(様式付表1の詳細)に沿ったものであること。委託・外注契約で補助対象経費が100万円(税込)以上のものを取引先毎に合算し記載する。また、同一事業者に100万円に満たない取引が複数あり、合算額が100万円(税込)以上になる場合も記載する。

③利益等排除対象の事業者が含まれる場合は「当社との関係」欄にその旨を記入のこと。

④再々委託先でも委託契約を行う場合は、樹形図を追加して記載する。

委託先が更に他社への委託を行うなど、税込み100万円以上の事業の委託が続く限り、事業者はその委託先まで検査し、事業者同様の証憑の管理・整理を行う。

【実施体制図に記載すべき事項】

- ・補助事業の一部を第三者に委託する場合については、契約先の事業者(税込み100万円以上の取引に限る)の事業者名、申請者との契約関係、住所、契約金額及び業務の範囲
- ・第三者の委託先からさらに委託している場合(再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る)も上記同様に記載のこと。